

指定管理鳥獣捕獲等事業

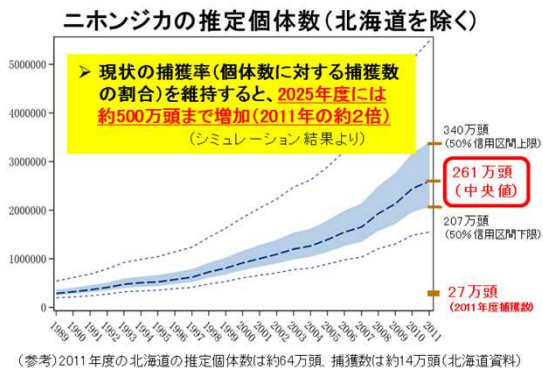
平成26年度補正予算額
1,301百万円

【事業の目的】

- ニホンジカ及びイノシシの被害が拡大、深刻化していることから、平成27年5月29日に施行を予定している改正鳥獣法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を円滑かつ確実に推進させる。

【事業の背景】

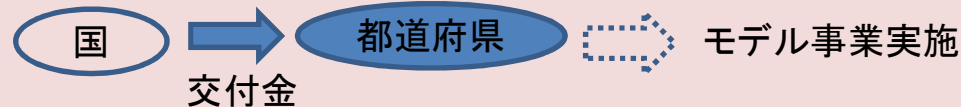
- 平成26年5月の鳥獣法改正により、指定管理鳥獣捕獲等事業を創設。
 - ※指定管理鳥獣捕獲事業：集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣：ニホンジカ及びイノシシを想定）を都道府県又は国が捕獲等をする事業
- ニホンジカの推定個体数が、現状の捕獲率を維持すると、2025年には2011年の約2倍に増加



【事業の概要】

- 交付対象
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を予定している都道府県
- 交付対象事業(※対象鳥獣:ニホンジカ及びイノシシ)
 - ①実施計画策定等モデル事業
 - ・ 効果的な実施計画の策定のための調査、計画検討経費
 - ・ 事業効果の評価のための調査、評価経費
 - ②指定管理鳥獣捕獲等モデル事業
 - ・ ニホンジカ捕獲等モデル事業
 - ・ イノシシ捕獲等モデル事業
- 交付割合 事業費の9/10以内

【事業スキーム】



【事業の効果】

平成25年12月に環境省と農林水産省が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」で定めた「ニホンジカ・イノシシの個体数を10年後までに半減」目標達成に大きく貢献。